

鳥取県建設工事総合評価競争入札（簡易評価Ⅱ型）試行実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部、各総合事務所県土整備局が発注する建設工事の落札者を総合評価競争入札（落札者決定の基準を数式等により明確にしたもので、本県独自に行うものをいう。以下同じ。）のうち、県外に本店を有する企業の参加を認める工事（以下、「県外業者参入工事」という。）の発注において、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日付第201200196355号鳥取県県土整備部長通知、以下「入札実施要領」という。）及び当該入札に係る調達公告（以下単に「調達公告」という。）で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

（対象工事）

第3条 総合評価競争入札（簡易評価Ⅱ型）に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が **400万円**以上の県外業者参入工事（技術提案評価型総合評価の対象となるものは除く。）で、発注機関が選定するものとする。

（落札者の決定基準）

第4条 総合評価競争入札（簡易評価Ⅱ型）の落札者は、対象工事の予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で、当該者の提示した入札書及び提出資料に基づき、次の方法により採点評価し、その点数が最も高いものとする。

（1）算定式

合計点＝入札価格点数＋施工能力点数

（2）評価項目

評価項目	入札価格点数	施工能力点数											
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注件数	営業所の所在地	施工能力	資格停止 (減点項目)	合計点
		工事成績	同種工事実績	企業経営	工事成績	同種工事実績	資格	CPD					
配点	60	15	2	3	5	1	2	1	4	2	4	0	99

2 落札者を決定する場合の評価方法、採点基準、その他落札者の決定に必要な事項については、別紙簡易評価Ⅱ型総合評価に係る採点基準のとおりとする。

（その他）

第5条 本要領に定めるもの以外については、入札実施要領に準ずることとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年6月7日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

簡易評価Ⅱ型総合評価に係る採点基準

【各評価項目と評価方法】

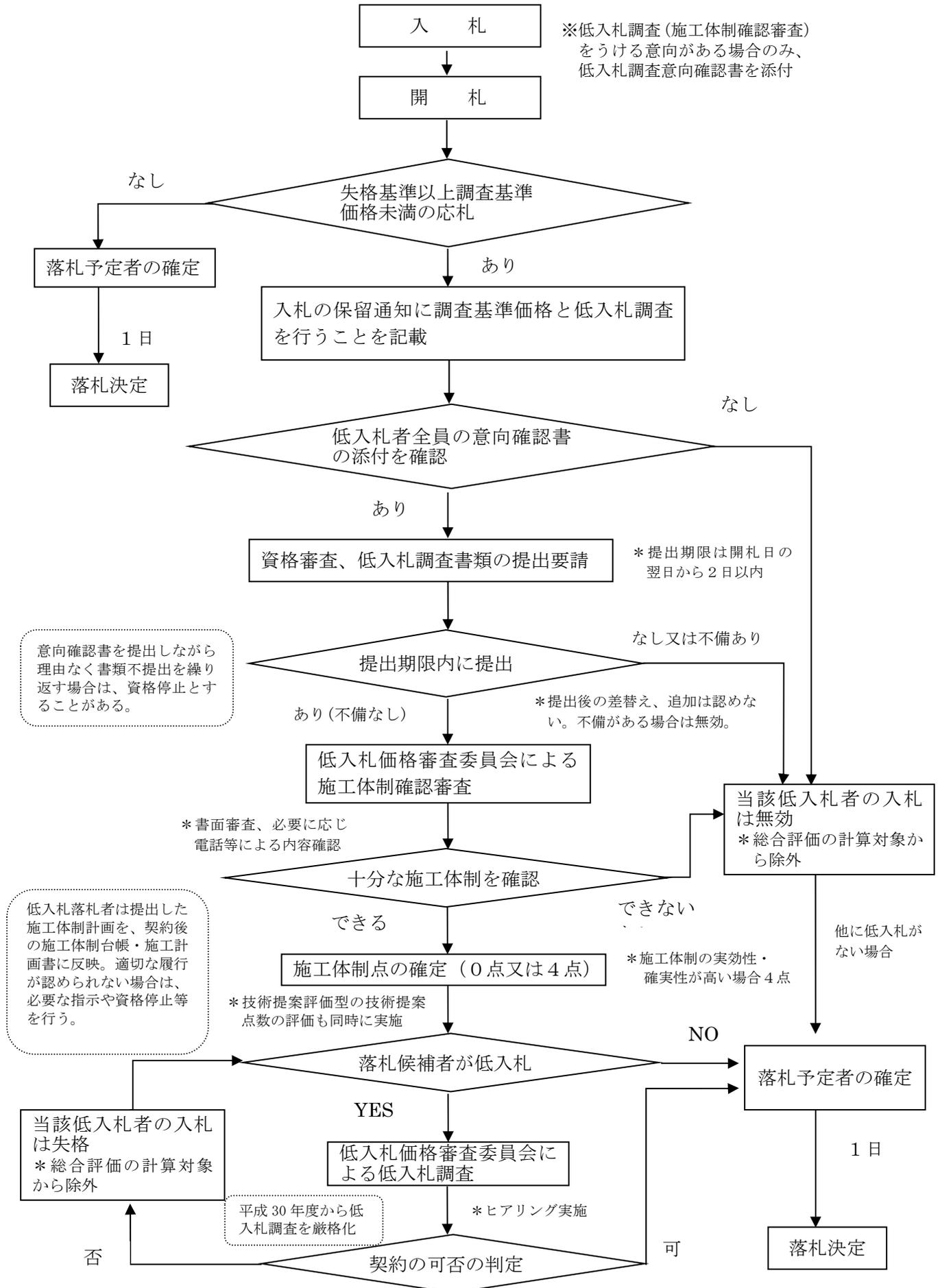
評価項目			評価方法	配点				
入札価格点数			<p>60 × 最低入札額 / 入札参加者提示額 (小数点第3位未満切り捨て)</p> <p>(端数処理例)</p> $60 \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{入札参加者提示額}} = 57.39877\cdots \rightarrow 57.398$ <p>(各評価項目の計算途中では小数点第6位未満を切り捨てる。 他の評価項目での取扱いも同一とする。)</p> <p>(1)最低入札額とは、当該入札で提示された有効な入札のうち、最低の入札額をいう。有効な入札とは予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者のうち失格基準、失格要件に該当しない者で、調達公告等の入札参加者の条件に該当する者の入札とする。 (以下同じ。)</p> <p>(2)入札参加者提示額とは、当該入札で入札参加者が提示した入札額をいう。</p>	60点				
施工能力点数	会社の施工能力	会社工事成績	<p>15 × 入札参加者工事成績 / 最高工事成績 (小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1)入札参加者工事成績とは、当該工事に係る当該入札参加者の会社工事成績をいう。</p> <p>(2)最高工事成績とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い工事成績をいう。</p> <p>(3)評価の対象とする工事成績は、以下のとおりとする。</p> <p>①調達公告において会社の同種工事实績を条件とする場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における調達公告で求める会社の同種工事实績を満足する工事成績とする。</p> <p>②調達公告において会社の同種工事实績を条件としない場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における対象工事と同一の発注工種の工事成績とする。</p> <p>③上記②を満足する工事成績がない場合は、評価に用いる工事成績を70点とする。</p> <p>※都道府県(以下同じ。)とは、近畿地方、中国地方、四国地方の2府14県の発注工事をいう。</p> <p>※国発注工事(以下同じ)とは、国土交通省、農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局の発注工事をいう。</p>	15点				
		会社同種工事实績	<p>入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合、国の発注工事实績が、発注工事と同等規模の場合、次のとおり評価する。</p> <p>ただし、調達公告において会社の同種工事实績を条件とする場合は、評価対象としない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施工規模</th> <th style="text-align: center;">会社同種工事实績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">発注工事の50%以上の規模</td> <td style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table>	施工規模	会社同種工事实績点	発注工事の50%以上の規模	2点	上記以外
施工規模	会社同種工事实績点							
発注工事の50%以上の規模	2点							
上記以外	0点							

	企業経営	<p>3×入札参加者の経営事項審査総合評定値(以下「総合評定値」という。)/ ／最高の総合評定値(小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 最高の総合評定値とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い総合評定値をいう。</p> <p>(2) 対象となる総合評定値は、以下のとおりとする。</p> <p>①開札日が属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく総合評定値とする。</p> <p>②前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者については前年度の10月1日から前年度の12月31日までを審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p> <p>③前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた建設業者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日とする。(経営事項審査を受審していないものに限る。)</p>	3点
	配置技術者の施工能力	<p>5×その者の配置技術者工事成績/最高の配置技術者工事成績(小数点第2位未満切り捨て)</p> <p>(1) 最高の配置技術者工事成績とは、当該入札に係る有効な入札のうち、最も高い配置技術者工事成績をいう。((4)に関わらず有効な入札者から提出された全ての配置技術者工事成績のうち最高の者の工事成績とする。)</p> <p>(2) 配置技術者の工事成績は、元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての工事成績とし、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①調達公告において配置技術者の同種工事成績を条件とする場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における調達公告で求める配置技術者の同種工事成績を満足する工事成績とする。</p> <p>②調達公告において配置技術者の同種工事成績を条件としない場合は、入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における対象工事と同一の発注工種の工事成績とする。</p> <p>③上記2を満足する工事成績がない場合は、評価に用いる工事成績を70点とする。</p> <p>(3) 現場代理人としての工事成績は、施工当時、当該工事に係る主任技術者となることができる資格を保有していた場合に限り認める。</p> <p>(4) 配置予定技術者を2名記載する場合は工事成績点数、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。 ただし、工場製作を含む工事であって、調達公告において、工場製作時と現場施工時で別の技術者の配置を認める場合は、現場施工時の配置予定技術者を評価対象とする。</p> <p>(5) 現に他の工事で監理技術者として配置している技術者を配置予定技術者とする場合は、必ず監理技術者補佐を配置すること。この場合、監理技術者を評価対象とする。(以下監理技術者補佐を配置する場合も、監理技術者を評価対象とする。)</p> <p>(6) 共同企業体(甲型)の構成員の場合は出資比率が20%以上の構成員の技術者等として行っていること。</p> <p>(7) 施工期間中に、交替等により技術者等として配置されていない期間がある場合は、配置された期間が2年以上に及ぶか又は工期の半分を超えること。 ただし、工事の全部中止期間、工場製作時と現場施工時で別の技術者を配置した場合における工場製作期間は配置期間及び工期の算定から除くものとする。</p>	5点

	(8) 完成検査の日が調達公告の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降であり、工事成績の通知日が当該入札の開札日の前日までの間にあること。																			
配置技術者同種工事実績	<p>入札参加者が提出した過去5年間の都道府県、境港管理組合又は国発注工事における配置技術者の同種工事成績が発注工事と同等規模の場合、次のとおり評価する。</p> <p>ただし、調達公告において配置技術者の同種工事成績を条件とする場合は、評価対象としない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施工規模</th> <th>配置技術者同種工事成績点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注工事の50%以上の規模</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※評価対象期間等の取扱いは配置技術者工事成績の取扱いに準じるものとする。</p>	施工規模	配置技術者同種工事成績点	発注工事の50%以上の規模	1点	上記以外	0点	1点												
施工規模	配置技術者同種工事成績点																			
発注工事の50%以上の規模	1点																			
上記以外	0点																			
配置技術者資格	<p>配置技術者(主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置する者)の有する資格を次の表の区分に応じて評価する。</p> <p>共同企業体の場合にあっては、代表者が配置する者に限る。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>資格</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級技術者</td> <td>建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>一級技士補</td> <td>主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>二級技術者</td> <td>建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録基幹技能者</td> <td>建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の技術者</td> <td>建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等</td> <td>0.5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合は配置技術者資格、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p>	資格区分	資格	配点	一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等	2点	一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等	1点	二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等		登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等		その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5点	2点
資格区分	資格	配点																		
一級技術者	建設業法第15条第2号イに該当する者 (例)一級土木施工管理技士等	2点																		
一級技士補	主任技術者の資格を有する者のうち、建設業法第27条第3項の規定による一級の技術検定の第一次検定に合格した者 (例)一級土木施工管理技士補等	1点																		
二級技術者	建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び一級技士補以外の者 (例)二級土木施工管理技士等																			
登録基幹技能者	建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を受け、主任技術者等の要件を満たす者 (例)登録橋梁基幹技能者等																			
その他の技術者	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、一級技士補及び二級技術者以外の者 (例)実務経験者等	0.5点																		
C P D	配置技術者が一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、公益社団法人土木学会等の継続教育学習制度(CPD)において学習履歴証明書により評価基準以上の実績があることが証明された場合に1点加点する。	1点																		

		<p>・学習履歴証明書の証明日は調達公告の開札日が属する年度の4月1日から入札書提出期間の最終日の間の日とし、学習履歴証明書(証明日前5年間、3年間または1年間の履歴を証明する証明書)により証明された配置技術者の取得単位数とする。</p> <table border="1" data-bbox="422 398 1305 907"> <thead> <tr> <th>継続教育学習制度(CPD)</th> <th>運営者</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設コンサルタント協会 CPD 制度</td> <td>(社)建設コンサルタント協会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会継続教育制度</td> <td>(社)地盤工学会</td> <td>10 ポイント/年</td> </tr> <tr> <td>継続学習制度(CPDS)</td> <td>(社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>30 ユニット/5 年</td> </tr> <tr> <td>土木学会継続教育(CPD)制度</td> <td>(社)土木学会</td> <td>10 単位/年 50 単位/5 年</td> </tr> <tr> <td>JEAS-CPD 制度</td> <td>(社)日本環境アセスメント協会</td> <td>10 単位/年 50 単位/5 年</td> </tr> <tr> <td>技術士 CPD 制度</td> <td>(社)日本技術士会</td> <td>10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年</td> </tr> <tr> <td>都市計画 CPD 制度</td> <td>(社)日本都市計画学会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> <tr> <td>農業土木技術者継続教育制度</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>10 単位/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配置予定技術者を2名記載する場合はCPD、その他の配置予定技術者にかかる評価点を合計しその評価点が低い者の点数を採用する。</p>	継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準	建設コンサルタント協会 CPD 制度	(社)建設コンサルタント協会	10 単位/年	地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年	継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30 ユニット/5 年	土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年	JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年	技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年	都市計画 CPD 制度	(社)日本都市計画学会	10 単位/年	農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10 単位/年	
継続教育学習制度(CPD)	運営者	評価基準																												
建設コンサルタント協会 CPD 制度	(社)建設コンサルタント協会	10 単位/年																												
地盤工学会継続教育制度	(社)地盤工学会	10 ポイント/年																												
継続学習制度(CPDS)	(社)全国土木施工管理技士会連合会	30 ユニット/5 年																												
土木学会継続教育(CPD)制度	(社)土木学会	10 単位/年 50 単位/5 年																												
JEAS-CPD 制度	(社)日本環境アセスメント協会	10 単位/年 50 単位/5 年																												
技術士 CPD 制度	(社)日本技術士会	10CPD 時間/年 30CPD 時間/3 年																												
都市計画 CPD 制度	(社)日本都市計画学会	10 単位/年																												
農業土木技術者継続教育制度	(社)農業農村工学会	10 単位/年																												
受注件数		$4 \times (1 - \text{県工事受注件数} / 2)$ <p>(マイナスまで算出し、下限値はマイナス 30 点とする。)</p> <p>県工事受注件数は、3月 22 日からその翌年度の3月 21 日の間に落札した同一の発注工種とする。</p>	4点																											
営業所の所在地		<p>鳥取県内における建設業法上の営業所及び工場の有無により評価する。</p> <p>①営業所</p> <table border="1" data-bbox="434 1451 930 1581"> <thead> <tr> <th>営業所の種類</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主たる営業所</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>従たる営業所</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>営業所なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>②工場</p> <table border="1" data-bbox="434 1621 930 1718"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>工場なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工場とは、継続して当該発注工種に係る工作物、機械器具等を製作するための工場をいい、一時的(工期中も含む。)な現場事務所等は含まない。</p>	営業所の種類	評価点	主たる営業所	1点	従たる営業所	0.5点	営業所なし	0点	受注件数	評価点	工場あり	1点	工場なし	0点	2点													
営業所の種類	評価点																													
主たる営業所	1点																													
従たる営業所	0.5点																													
営業所なし	0点																													
受注件数	評価点																													
工場あり	1点																													
工場なし	0点																													
施工体制		<p>入札参加者提示額を価格設定要領第5条に定める調査基準価格と比較し、施工体制を次のとおり評価する。</p> <table border="1" data-bbox="464 1944 1054 2054"> <thead> <tr> <th>入札参加者提示額</th> <th>施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査基準価格以上</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>調査基準価格未満</td> <td>0点 又は 4点</td> </tr> </tbody> </table>	入札参加者提示額	施工体制	調査基準価格以上	4点	調査基準価格未満	0点 又は 4点	4点																					
入札参加者提示額	施工体制																													
調査基準価格以上	4点																													
調査基準価格未満	0点 又は 4点																													

総合評価落札方式の低入札手続フロー



様式第 6 号（営業所の所在地）

営業所の所在地に関する調書
(鳥取県建設工事総合評価競争入札（簡易評価Ⅱ型）)

工事名： _____

入札参加希望者名： _____

1 営業所

(鳥取県内に営業所を有する場合に記入)

	営業所区分	主たる営業所	従たる営業所
1	営業所名		
2	住 所		
3	県内営業所の法人 県民税及び法人事業 税の納付状況	未納税額なし・未納	未納税額なし・未納

2 工場

(鳥取県内に自社工場を有する場合に記入)

1	工場名	
2	住 所	
3	主要製造品	
4	県内工場の法人県 民税及び法人事業 税の納付状況	未納税額なし・未納

備考

- 1 営業所は、県内に営業所を有する場合に記載し、営業所区分は建設業法第 3 条第 1 項によること。
- 2 工場は、県内に工場を有する場合に記載し、自社工場であること及び住所が分かる資料を添付すること。
- 3 県内に営業所及び工場を有する者が落札者になった場合、県内営業所及び工場の県税に係る納税証明書（未納税額がないことの証明であって、開札日の 1 か月前の日以降に発行されたものに限る。）の写しを契約日の前日までに提出すること。
- 4 営業所所在地の加点は、鳥取県内に営業所又は工場を有するものに限る。